答 申 第228号 平成18年6月2日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会 委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について (答申)

平成17年12月1日付け政法第229号による下記の諮問について、次の とおり答申します。

記

諮問第314号

平成17年7月11日付けで異議申立人から提起された、平成17年6月30日付け政法第105号の1で行った行政文書開示決定及び同日付け政法第105号の3で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

### 第1 審査会の結論

千葉県知事(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

#### 第2 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張要旨は以下のとおりである。

1 異議申立ての趣旨 隠蔽している行政文書の開示を求める。

2 異議申立ての理由

開示された平成17年5月13日付け政法第47号の起案文書に含まれる「情報公開推進会議委員推薦団体について」を見れば、経営支援課以下6課の協力を得たことが明らかである。6課への協力依頼の文書を隠蔽している。6課との協議なしには推薦団体を決定できるわけがない。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明要旨は以下のとおりである。

1 開示請求及び開示決定等について

平成17年6月13日付けで提出された次の内容の開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、平成17年6月30日付けで、それぞれ記載の開示決定及び不開示決定(以下「本件開示決定」という。)を行った。

(1) 政法第105号の1について

#### ア 請求内容

改正千葉県情報公開条例の成立以後2005年5月31日までの間に、同条例に基づく千葉県情報公開推進会議に係わって、担当課が 他課を含む部外に発出した起案文書を含む全ての文書

#### イ 決定内容

該当する次の4件の行政文書を特定し、開示決定を行った。

- (ア) 千葉県情報公開推進会議委員の公募について
- (イ) 千葉県情報公開推進会議公募委員選考委員会設置運営要領の制定 及び選考委員の就任依頼について
- (ウ) 千葉県情報公開推進会議公募委員選考委員会の開催について(依頼)
- (エ) 千葉県情報公開推進会議委員について(依頼)

### (2) 政法第105号の3について

#### ア 請求内容

改正千葉県情報公開条例の成立以後2005年5月20日までの間に、同条例に基づく千葉県情報公開推進会議に係わって、担当課を含む庁内で開催された全ての会議の会議録

### イ 決定内容

請求に係る行政文書の作成が必要となる会議を開催していないことから、行政文書を保有していないとして不開示決定を行った。

- 2 開示した行政文書以外の行政文書の存在について
  - (1) 千葉県情報公開推進会議について

千葉県情報公開推進会議は、情報公開制度の運営の改善に関する事項について調査審議し、これに関して必要と認める事項を知事に答申し、 又は建議することを担任事務として設置されたものであり、県民各界各層の意見を反映させるため、学識経験者の委員5名の他、住民の代表者の委員10名をもって構成されている。

(2) 住民の代表者としての委員の選任について

情報公開推進会議の委員を構成する住民の代表者については、公募による委員3名の他は、各界各層から選任できるように、各方面の団体に推薦を依頼することとしたものである。県が保有する情報には企業情報、消費関係情報、教育関係情報、環境関係情報、福祉関係情報等の多様な分野の情報が含まれているものと考えられることから、これらの情報の性質等に精通している者を推薦してもらえるよう、関係すると考えられる経営者団体、労働者団体、消費者団体、PTA 団体、環境団体、福祉団体の中から推薦団体を選考することが適当と思料したものである。

また、日頃から報道を通じて多様な情報に接している報道機関から、 適任と思われる者を推薦してもらうことも必要と考えたものである。

#### (3) 関係課との協議について

前記(2)の各分野の推薦団体を選考するに当たっては、これらの分野に関する事務を所管する経営支援課、雇用労働課、県民生活課、教育庁生涯学習課、環境政策課、健康福祉政策課から口頭で団体の構成や性格等に関する参考意見を聞き、適切と考えられる団体を選考したものであり、各課から確定的に文書による選考を依頼したものではない。また、各課から名前を挙げられた団体に対しては、情報公開推進会議の事務局となる政策法務課において、委員選任の趣旨を十分に説明し、適任者の推薦を依頼し、推薦団体となることの了承を得ることとしていたものである。

したがって、推薦団体の選考に当たっては、各課と特別な会議を開催

したり、文書による協議を行うことはしなかったものである。

なお、報道機関については、情報公開推進会議の中で求める役割として、千葉県の実情に関する知識を豊富に有する関係者の推薦を得るため、 地元の報道機関が適当と考えたものである。

(4) 開示した行政文書以外の行政文書について

推薦団体の選考は上記のとおりであり、これについて特別な会議を 開催したり、各課との文書による協議を行ったものではなく、委員選任 に関する文書として開示した以外の文書は作成又は取得していない。

また、その他請求の趣旨を満たす文書についても、開示した文書が すべてであり、「隠蔽している行政文書」は存在しない。

### 第4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件行政文書をもとに審査した結果、以下のとおり判断する。

- 1 本件諮問までの経緯について
  - (1) 本件開示決定について

本件開示決定の内容は前記第3、1のとおりである。

なお、実施機関は前記第3、1(1)アを請求内容とする開示請求に対し、 前記決定の他に平成17年6月30日付け政法第105号の2で「千葉 県情報公開推進会議公募委員選考委員会の事前審査について(依頼)」を 対象文書とする部分開示決定を行なっているが、当該決定について異議 申立ては行われていない。

(2) 本件異議申立てについて

本件に係る異議申立ては、平成17年7月11日付けで、前記第3、

1(1)及び(2)の決定について、それぞれ提起されている。

実施機関は、これら2件の異議申立てを平成17年8月18日付けで 併合し、平成17年12月1日に当審査会へ諮問した。

- 2 本件開示決定の妥当性について
  - (1) 異議申立人の主張について
    - ア 異議申立人は、平成17年5月13日付け政法第47号の起案文書の外に、千葉県情報公開推進会議の委員の推薦団体の選考に関する文書、具体的には当該起案文書に記録されている「所管課(推薦団体に係る分野の事務を所管する課)」に対する協力依頼や協議に関する文書が存在し、実施機関はそれを隠蔽していると主張しているものである。

実施機関の説明によると、当該推薦団体の選考に当たっては、前記

各所管課から口頭で参考意見を聞いているが、これらの情報交換に 関する文書は存在しないとのことである。

イ そこで、実施機関の説明の妥当性について、以下、検討する。

平成17年5月13日付け政法第47号の起案文書は、千葉県情報公開推進会議の委員の推薦団体に関する起案文書である。その内容は、当該起案文書に記録された団体を同委員の推薦団体として決定してよいかどうかを伺うものであり、当該起案文書には推薦団体候補の選定理由が記録してある。

これらの内容を見る限り、当該起案文書により実施機関内部における推薦団体選定の過程は、その理由も含めて明確にされているものと認められる。

よって、当該起案以前に実施機関の内部において何らかの情報交換が行われたとしても、それを行政文書として記録しておかなければならない事務上の必然性は認められない。

確かに、千葉県行政文書管理規則(平成13年千葉県規則第30号、 以下「文書管理規則」という。)第3条によると、実施機関における 事務処理は行政文書によることを原則とする旨が定められている。

しかし、この一般原則は当該起案文書のような文書が存在する場合において、それより詳細な個別の情報交換についてまで、逐一文書による事務処理を義務付ける趣旨ではない。

当該起案に係る事務に限って、文書による依頼や協議を行うよう 特段定めたものも認められず、これらの情報交換に関する文書が存在 しないことは、不自然なことではない。

よって、推薦団体の選考に関して、特定した文書以外に対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

念のため、当審査会では千葉県情報公開推進会議の委員の選任に 関する実施機関保有の行政文書を確認したが、異議申立人が主張する ような文書の存在は認められなかった。

#### (2) 対象となる文書の存否について

当審査会では、前記(1)以外に本件開示請求の対象となる行政文書が存在するかどうか検討を行ったが、前記第3、1(1)イ及び前記1(1)で特定した文書以外に本件開示請求の対象となる文書の存在を確認することはできなかった。

以上のことから、本件開示決定で特定した文書の外に特定すべき文書を 保有しているとは認められないので、実施機関が本件開示請求に対して 前記第3、1(1)イの文書を特定して行った開示決定、又は不開示決定は妥当である。

## 3 結論

実施機関の決定は妥当である。

## 第5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別 紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
17.12.1	諮問書の受理
18.1.4	実施機関の理由説明書の受理
18.3.28	審議
18.4.28	審議

# (参考)

## 千葉県情報公開審査会第1部会

	氏	名		職業等	備考
大	田	洋	介	城西国際大学非常勤講師	部会長
大	友	道	明	弁護士	
瀧	上	信	光	千葉商科大学政策情報学部長	部会長職務 代理者
横	Щ	清	美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順:平成18年4月28日現在)